

# 支給に当たっての注意事項（一般支給対象者向け）

## 1 支給対象者について

- (1) 令和7年9月分（同月に出生した児童については、同年10月分）の児童手当の支給を受ける人、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童に係る児童手当の支給を受ける人又は令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に離婚等により新たに児童手当の受給者となった人を支給対象者とします。
- (2) 児童手当の支給を受ける人が物価高対応子育て応援手当の支給が決定されるまでの間に亡くなれた場合は、その人に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった人等に対して支給します。
- (3) 児童手当の支給を受けていない人であっても、DV 被害によりお子さんとともに避難されている人については、物価高対応子育て応援手当の支給を受けることができる場合があります。詳細は、現在お住まいの市区町村に問い合わせてください。

## 2 対象児童について

- (1) 次のお子さんを対象児童とします。
  - ア 令和7年9月分（同月に出生した児童については、同年10月分）の児童手当の対象となるお子さん
  - イ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生したお子さん
- (2) 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

## 3 支給額について

支給額は、対象児童1人当たり2万円です。

## 4 申請について

令和7年9月分（同月に出生した児童については、同年10月分）の児童手当の支給を受ける人又は出生により同年12月31日までに児童手当の申請手続を完了した人は、特段の申請は不要です。

※ 基本的に、令和7年9月分（同月に出生した児童については、同年10月分）の児童手当の支給認定を行った市区町村（令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童については、当該児童に係る児童手当の支給認定を行った市区町村）が支給を行います。

※ DV 被害によりお子さんとともに避難されている人で、児童手当の支給を配偶者（DV 加害者）が受けている場合についても、赤穂市で物価高対応子育て応援手当の支給を受けることができる場合がありますのでご相談ください。

## 5 支給先について

- (1) 原則として、令和7年9月分（同月に出生した児童については、同年10月分）の児童手当の支給に当たって指定していた口座等に支給を行います。

- (2) 児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、手当の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の口座変更手続をしてください。

## 6 支給の辞退について

支給を受けることを辞退する場合は、令和7年9月分（同月に出生した児童については、同年10月分）の児童手当を支給する市区町村に届け出してください。令和7年10月1日（同年9月に出生した児童については児童手当の支給認定日）以降に転入された方は、令和7年9月分（同月に出生した児童については、同年10月分）の児童手当を支給する市区町村（転入前の市区町村）が届出先になりますのでご注意ください。

## 7 支給辞退の方法について

- (1) 届出方法は、次の2種類です。

ア 郵送届出方式：届出書を郵送により赤穂市に提出していただく方式  
イ 窓口届出方式：届出書を持参により赤穂市の窓口に提出していただく方式

- (2) 届出受付開始日及び届出期限は、次のとおりです。

ア 届出受付開始日

(ア) 郵送届出方式：1月9日  
(イ) 窓口届出方式：1月9日

イ 届出期限 1月22日必着

- (3) 届出書に必要事項を記載し、次の書類を添付して(1)の届出方法により市に提出してください。

申請者の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）の写し

※ 外国人住民の人は、在留資格等を確認する必要がありますので、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書のいずれかの写しが必要です。

## 9 赤穂市からの問合せについて

申請内容に不明な点があった場合、赤穂市から問合せを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めるることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに赤穂市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

## 10 その他

- (1) 支給対象者に対し、赤穂市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に物価高対応子育て応援手当として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和8年3月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、物価高対応子育て応援手当は支給されません。
- (2) DV 被害によりお子さんとともに避難されている人等へ、物価高対応子育て応援手当を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

- (3) 物価高対応子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により物価高対応子育て応援手当の支給を受けた場合は、支給した物価高対応子育て応援手当の返還を求めます。
- (4) 物価高対応子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- (5) ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

赤穂市健康福祉部子育て支援課 電話：0791-43-7138
-----------------------------------